



令和2年4月30日

「雇用調整助成金 社労士ホットライン」 を5月1日より開設、土曜日も電話相談対応！

昨今の新型コロナウイルス感染症の事態収束の先が見えない中、政府が発令した緊急事態宣言や東京都が発表した「休業要請」あるいは「協力依頼」等で直接影響を受ける中小・小規模事業者の今をヒトの側面から支援できるのは、人事労務管理のプロフェッショナルである私ども社会保険労務士であると考えています。

そこで、東京都社会保険労務士会では、このたび「雇用調整助成金社労士ホットライン」を新たに開設し、雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金をはじめ、労働社会保険分野に関するご相談について電話にてお受けします。

雇用調整助成金 社労士ホットライン（社労士110番）

- 開設期間 令和2年5月1日～6月30日（日曜・祝日は除きます。）
午前10時～午後4時
- 相談員 東京都社会保険労務士会 会員
- 相談料 無 料
※通話料は相談者にご負担いただきます。
- 相談ダイヤル 03-5289-8844
- その他
 - ① 相談時間は1回あたり30分を上限とさせていただきます。
 - ② 電話が混みあって繋がらない場合もあります。
 - ③ 電話相談では秘密を厳守いたします。相談者の名前を尋ねず、相談員も名乗りません。
 - ④ 相談内容はその効用を保証するものではありません。

～本件に対するお問い合わせ先～

東京都社会保険労務士会 業務第一課（苅部・須田）

電話 03-5289-0751 メール gyoumuaka1@tokyosr.jp

ホームページ <https://www.tokyosr.jp>

※取材申し込みは上記へお願いします。東京都社会保険労務士会



雇用調整助成金 社労士ホットライン (社労士110番)のご案内

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

4月7日に政府より発令された「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を受け、東京都社会保険労務士会では、雇用調整助成金をはじめ、労働社会保険分野の相談に社会保険労務士がお答えする「雇用調整助成金社労士ホットライン(社労士110番)」を開設しました。この機会に是非ご利用ください。

【雇用調整助成金 社労士ホットライン(社労士110番)】

03-5289-8844

- 開設期間 令和2年5月1日～6月30日(日曜・祝日は除きます。) 午前10時～午後4時 ※土曜日も開設します。
- 相談員 東京都社会保険労務士会 会員
- 相談料 無料
※通話料は相談者にご負担いただきます。
- 相談ダイヤル 03-5289-8844
- その他
 - ① 相談時間は1回あたり30分を上限とさせていただきます。
 - ② 電話が混みあって繋がらない場合もあります。
 - ③ 電話相談では秘密を厳守いたします。相談者の名前を尋ねず、相談員も名乗りません。
 - ④ ホットラインでは助成金の手続依頼はお受けしていません。
 - ⑤ 助成金に関する特別措置の内容は今後更新される可能性があることを予めご了承ください。
 - ⑥ 相談内容はその効用を保証するものではありません。



東京都社会保険労務士会